



発行
東京都

目次

告示

- 令和二年度東京都補正予算の公表……………一
……………（財務局主計部議案課）……………
- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………五
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………六
……………（同）……………

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………
- 都市計画事業の施行……………九
……………（建設局道路建設部管理課）……………

正誤

- 令和二年三月三十一日付東京都告示第四百三十四号……………九
- 令和二年三月三十一日付警視庁告示第七十三号……………二

告示

●東京都告示第七百三十五号

令和二年四月二十二日東京都議会の議決を得た令和二年

度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年五月八日

東京都知事 小池 百合子

令和2年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和2年度東京都一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ356,848,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,769,433,307千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	385,221,735	5,756,761	390,978,496
	02 国庫補助金	171,005,899	5,756,761	176,762,660
11	繰入金	821,429,118	345,709,045	1,167,138,163
	03 基金繰入金	806,922,870	345,709,045	1,152,631,915
12	諸収入	346,285,468	5,382,472	351,667,940
	03 貸付金元利収入	193,543,103	659,518	194,202,621
	09 雑入	29,116,664	4,722,954	33,839,618
歳 入 合 計		7,412,585,029	356,848,278	7,769,433,307

歳出

(単位 千円)

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
02	総務費	225,787,000	30,069,758	255,856,758
	04 戦略政策情報推進費	24,298,000	69,758	24,367,758
	05 区市町村振興費	102,332,742	30,000,000	132,332,742
04	生活文化費	29,682,000	998,188	30,680,188
	01 生活文化費	29,682,000	998,188	30,680,188
08	福祉保健費	1,266,214,309	16,839,587	1,283,053,896
	01 福祉保健管理費	11,723,000	3,449,600	15,172,600
	06 少子社会対策費	305,734,641	1,021,949	306,756,590
	07 障害者施策推進費	198,338,386	19,222	198,357,608
	08 健康安全費	39,834,352	11,418,260	51,252,612
	09 施設整備費	60,134,187	80,000	60,214,187
	10 地域病院費	13,923,752	850,556	14,774,308
09	産業労働費	464,467,363	304,368,496	768,835,859
	02 産業労働管理費	2,091,000	96,000,000	98,091,000
	03 商工業振興費	375,910,035	199,154,877	575,064,912

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
	05 労働費	32,924,328	9,213,619	42,137,947
12	教育費	867,498,000	3,838,865	871,336,865
	01 教育管理費	46,459,000	1,069,461	47,528,461
	02 小中学校費	465,872,000	1,765,154	467,637,154
	03 高等学校費	144,463,000	164,618	144,627,618
	04 特別支援学校費	82,344,000	56,128	82,400,128
	07 教育指導奨励費	23,403,000	783,504	24,186,504
13	学務費	235,525,000	712,000	236,237,000
	01 東京都公立大学法人支援費	24,293,000	220,000	24,513,000
	02 私立学校振興費	210,948,000	492,000	211,440,000
17	諸支出金	1,736,823,952	21,384	1,736,845,336
	02 他会計支出金	1,269,440,932	21,384	1,269,462,316
歳 出 合 計		7,412,585,029	356,848,278	7,769,433,307

第2号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正

(単位 千円)

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
156	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給	令和3年度~令和5年度	—	19,031,500	19,031,500
合計			260,436,849	19,031,500	279,468,349

令和2年度東京都病院会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度東京都病院会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度東京都病院会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	174,706,952千円	21,384千円	174,728,336千円
第1項 医業収益	149,600,985千円	21,384千円	149,622,369千円
収入合計	174,706,952千円	21,384千円	174,728,336千円
支出			
第1款 病院事業費用	174,677,952千円	21,384千円	174,699,336千円
第1項 医業費用	172,171,713千円	21,384千円	172,193,097千円
支出合計	174,677,952千円	21,384千円	174,699,336千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「18,279,000千円」を「18,832,563千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 資本的支出	32,668,000千円	553,563千円	33,221,563千円
第1項 建設改良費	13,314,380千円	553,563千円	13,867,943千円
支出合計	32,668,000千円	553,563千円	33,221,563千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条の一般会計から補助を受ける金額「39,571,952千円」を「39,593,336千円」に改める。

●東京都告示第七百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区市谷加賀町一丁目三番一、同 令和二年四月九番九から同番十二まで、十一番三、十二番一、同番六から同番十三まで、十四番一、同番八から同番十一まで、同番十三から同番十九まで、十五番一、同番二、納戸町四十番六、同番一、同番十二、同番十六、同番十七、四十一番二、同番三、四十三番二から同番四まで、四十四番三から同番五まで、市谷鷹匠町七番二から同番四まで、八番一から同番五まで、九番四から同番六まで、十番三、市谷左内町二十九番一、同番十九、同番二十、同番二十五、同番二十六、同番二十八、同番二十九、同番三十二から同番三十四まで、三十一番三十、同番三十一、同番三十五、同番四十九、同番五十、同番五十五、同番六十から同番六十二まで、同番七十九から同番八十六まで、三十六番二、市谷長延寺町一番一から同番三まで、二番二、三番二、同番三、四番一、同番四、五番一及び十一番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第七百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

練馬区光が丘二丁目二十五番四から同番十三まで、同番二十三、同番二十四、同番二十九、同番三十三から同番四十まで、同番四十二、光が丘四丁目二十五番一の一部、同番二十一、光が丘五丁目二十五番十五から同番二十四まで及び同番二十六から同番四十三まで並びに光が丘六丁目二十五番十九、同番二十及び同番二十二の各一部、同番二十三から同番二十五まで、同番二十八から同番三十五まで、四千六百六十五番二及び高松五丁目二十五番十八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第七百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

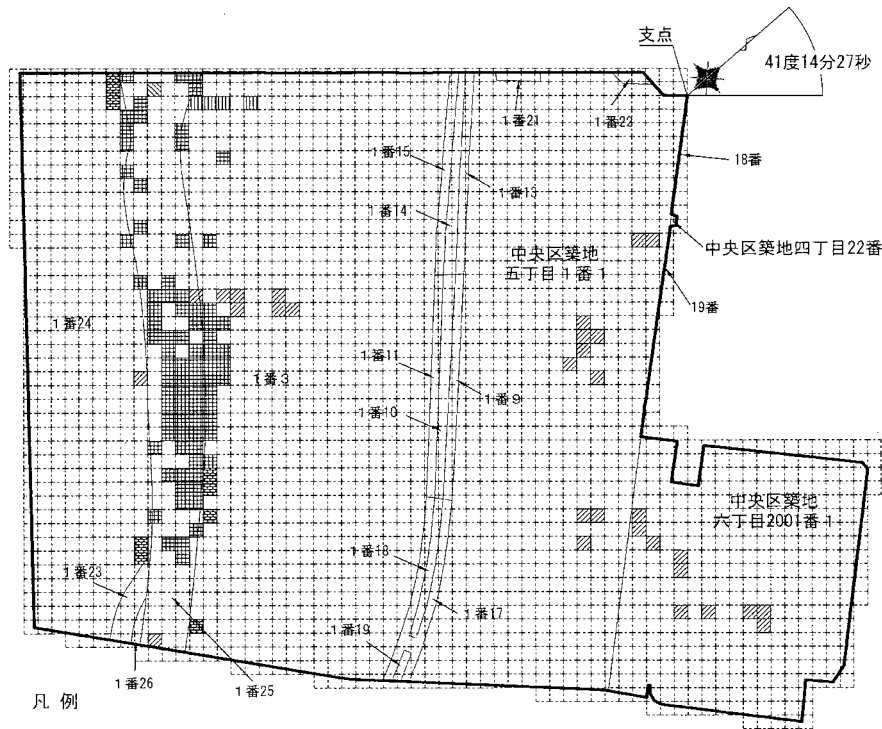
令和二年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区築地五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 敷地境界
 - 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第629号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第661号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第9号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第832号により指定した区域)
 - 単位区画線
 - 筆境界線

〈支店〉
支店は、中央区築地五丁目1番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十九号

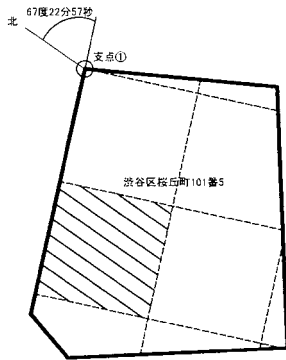
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年五月八日

東京都知事 小池 百合子

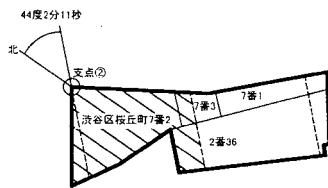
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区桜丘町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

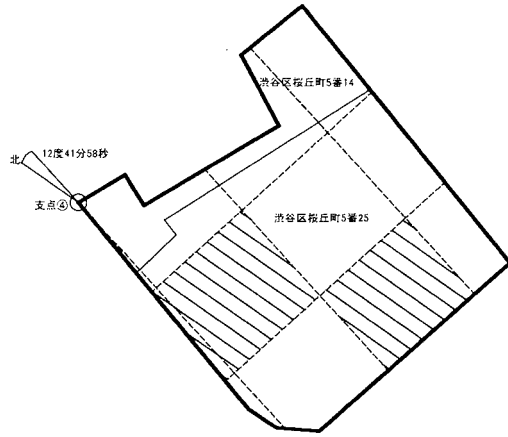
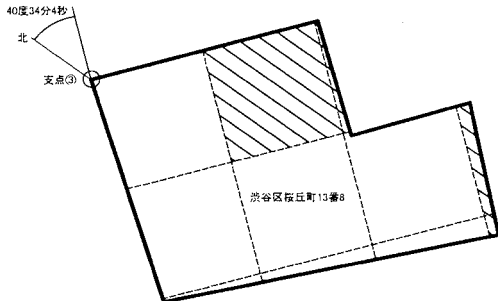


【凡例】
 --- : 単位区画
 — : 筆境界
 — : 敷地境界
 ▨ : 指定を解除する区域

【支点】
 支点①は、渋谷区桜丘町101番5の最北端とする。
 支点②は、渋谷区桜丘町7番2の最北端とする。
 支点③は、渋谷区桜丘町13番8の最北端とする。
 支点④は、下記座標とする。
 X座標:-38224.621
 Y座標:-11862.085
 座標は世界測地系(測地成果2000)による)



【格子の回転角度】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
 支点① 67度22分57秒
 支点② 44度2分11秒
 支点③ 40度34分4秒
 支点④ 12度41分58秒



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年五月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和二年五月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 国際ビル・帝劇ビル
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内三丁目一番一号
- 三 設置者名 三菱地所株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ボディワークほか十七名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ボディワークほか十七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名 パタゴニア・インターナショナル業者の氏名又は名

<p>八 変更前の小売業者の代表者名 辻井 隆行(パタゴニア・インターナショナル・インク) ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 マーティ・ボンフレ(パタゴニア・インターナショナル・インク) ほか</p> <p>十 変更日 令和元年十二月十六日ほか</p> <p>十一 届出日 令和二年三月二十六日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和二年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十 縦覧期間 令和二年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社KEF JAPAN ほか二名</p> <p>六 変更前の小売業者の住所 練馬区関町北二丁目三番二十号(株式会社銀座山形屋) ほか</p> <p>七 変更後の小売業者の住所 中央区湊二丁目四番一号(株式会社銀座山形屋) ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 浅井 信行(株式会社KEF JAPAN)</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 羅 潔怡(株式会社KEF JAPAN)</p> <p>十 変更日 令和二年一月一日ほか</p> <p>十一 届出日 令和二年三月二十六日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和二年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 新東京ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内三丁目三番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀杏堂ほか二十四名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀杏堂ほか二十三名</p> <p>七 変更日 令和元年十月三十一日</p> <p>八 届出日 令和二年三月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>一 店舗名 新国際ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内三丁目四番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ANAフーズ株式会社ほか八名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ANAフーズ株式会社ほか五名</p> <p>七 変更日 令和二年一月十九日ほか</p> <p>八 届出日 令和二年三月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和二年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 日本プレスセンタービル・富国生命ビル・日比谷国際ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社日本プレスセンターほか二名</p> <p>四 設置者住所 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか</p>
<p>一 店舗名 新東京ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内三丁目三番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀杏堂ほか二十四名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀杏堂ほか二十三名</p> <p>七 変更日 令和元年十月三十一日</p> <p>八 届出日 令和二年三月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>一 店舗名 新有楽町ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目十二番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p>	<p>一 店舗名 日本プレスセンタービル・富国生命ビル・日比谷国際ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社日本プレスセンターほか二名</p> <p>四 設置者住所 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか</p>

五 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社丸善ジュンク堂書店ほか 十一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社丸善ジュンク堂書店ほか 十一名

七 変更日
令和元年八月一日ほか

八 届出日
令和二年三月二十六日

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間
令和二年五月八日から同年九月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
東京都市計画都市高速鉄道事業	港区高輪二丁目、高輪三丁目及び港	令和二年四月一日	建設局道路建

京浜急行電鉄湘南線及び第一線分岐線
南二丁目並びに品川区北品川一丁目及び北品川二丁目
関東地方整備局告示第百六十九号

正 誤

○令和二年三月三十一日付東京都告示第四百三十四号
増刊44十ページ上段非常勤職員の報酬の額一覧を次のように訂正する。

生活文化局	旅券発給相談指導員	月額	234,700円
生活文化局	旅券発給員	月額	194,400円
生活文化局	東京ウィメンズプラザ専門員(主任)	月額	234,700円
生活文化局	東京ウィメンズプラザ専門員	月額	182,200円
生活文化局	東京ウィメンズプラザ相談専門員(主任)	月額	253,700円
生活文化局	東京ウィメンズプラザ相談専門員	月額	224,800円
生活文化局	東京ウィメンズプラザ管理専門員	月額	194,400円
生活文化局	消費生活調査専門員	月額	194,400円
生活文化局	東京都割賦販売許可業者調査員	日額	25,900円
生活文化局	取引指導調査員	月額	194,400円
生活文化局	不適正取引調査員	月額	194,400円
生活文化局	適正表示指導員	月額	224,800円
生活文化局	東京都消費生活協同組合調査員	日額	25,900円
生活文化局	公衆浴場事務専門員	月額	194,400円
生活文化局	東京都育英資金債権回収専門員	月額	234,700円
生活文化局	就学支援金専門員	月額	194,400円
生活文化局	私立学校助成事務専門員	月額	194,400円
生活文化局	私立学校防災等支援専門員	月額	194,400円
生活文化局	私立学校修学支援専門員	月額	194,400円
生活文化局	私立学校調査員	月額	194,400円
生活文化局	私立学校教育専門員	月額	234,700円
生活文化局	芸術文化調査員	月額	234,700円
生活文化局	国際広報支援専門員(文化広報)	月額	290,500円
生活文化局	東京空襲関連資料活用専門員	月額	234,700円
生活文化局	文化事業専門員	月額	194,400円
生活文化局	消費生活技術専門員	月額	194,400円
生活文化局	消費者教育啓発専門員	月額	194,400円
生活文化局	連携担当専門員	月額	234,700円
生活文化局	高齢者見守り支援専門員	月額	234,700円
生活文化局	消費者活動支援専門員	月額	194,400円

生活文化局	東京都消費者教育コーディネーター	月額	234,700円
生活文化局	東京都消費者被害救済専門調査員	月額	234,700円
生活文化局	消費生活専門員	月額	194,400円
生活文化局	消費生活相談情報システム専門員	月額	234,700円
生活文化局	東京都消費生活相談員（主任）	月額	253,700円
生活文化局	東京都消費生活相談員	月額	224,800円
生活文化局	消費生活技術支援専門員	月額	224,800円
生活文化局	計量専門員	月額	194,400円
生活文化局	生活文化局アシスタント職員（一般業務）	時間額	1,050円

○令和二年三月三十一日付警視庁告示第七十三号
増刊45十二ページ上段非常勤職員の報酬の額一覧を次の
ように訂正する。

警視庁	防犯活動アドバイザー(主任)	月額	223,300円
警視庁	スクールサポーター	月額	194,400円
警視庁	スクールサポーター(主任)	月額	223,300円
警視庁	少年補導職員	月額	194,400円
警視庁	少年補導職員(主任)	月額	223,300円
警視庁	社会復帰アドバイザー	月額	194,400円
警視庁	社会復帰アドバイザー(主任)	月額	223,300円
警視庁	被害回復アドバイザー	月額	194,400円
警視庁	被害回復アドバイザー(主任)	月額	223,300円
警視庁	各種指導員	月額	194,400円
警視庁	各種指導員(主任)	月額	223,300円
警視庁	捜査書類作成指導員	月額	194,400円
警視庁	捜査書類作成指導員(主任)	月額	223,300円
警視庁	環境整備員	月額	194,400円
警視庁	環境整備員(主任)	月額	223,300円
警視庁	非常勤医師	月額	475,300円
警視庁	障害者支援員	月額	194,400円
警視庁	障害者支援員(主任)	月額	223,300円
警視庁	教育参与	月額	325,700円
警視庁	音楽技術指導員	月額	168,400円
警視庁	MPDオフィスサポーター	日額	(7.5時間勤務) 7,900円
警視庁	MPDオフィスサポーター	日額	(6時間勤務) 6,300円
警視庁	警察医務嘱託医師	月額	29,500円
警視庁	警視庁非常勤医師	日額	(4時間勤務) 15,300円
警視庁	警視庁事務アシスタント	時間額	1,050円

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
一筒
本号
三〇円

六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

